

令和6年度 本渡地区清掃センターの維持管理に関する情報

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の三

【1】ごみ質分析結果（年4回）	検査年月日			
	R6. 6. 14	R6. 9. 4	R6. 10. 17	R7. 1. 10
	組成（％）	組成（％）	組成（％）	組成（％）
紙・布類	71. 1	45. 2	69. 5	73. 0
ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	22. 8	41. 9	14. 2	15. 2
木・竹・ワラ類	2. 5	0. 3	3. 2	3. 8
ちゅう芥類	2. 9	10. 6	10. 4	6. 8
不燃物	0. 2	0. 0	0. 0	0. 0
その他	0. 5	2. 0	2. 6	1. 1

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）

◆規則第四条の五の二第一号イ

【2】一般廃棄物の種類と数量	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
燃えるごみ処分量（焼却量）	868. 57	1, 632. 37	1, 701. 42	1, 418. 28	914. 84	1, 048. 37	1, 514. 99	1, 007. 73	1, 218. 64	1, 410. 55	927. 17	1, 132. 06	14, 794. 99
燃えないごみ処分量（搬入量）	77. 97	108. 28	215. 34	191. 27	205. 58	179. 08	173. 41	203. 74	214. 77	152. 75	155. 98	166. 03	2, 044. 20

単位：t

◆規則第四条の五第一項第二号カ

【3】排ガス分析検査（年2回）			第1回目 (R6. 6. 14)			第2回目 (R6. 10. 17)			
検査項目	排出基準値		単位	測定箇所			測定箇所		
	第1回目	第2回目		1号炉	2号炉	3号炉	1号炉	2号炉	3号炉
硫黄酸化物排出量	1号炉:164. 32 2号炉:166. 02 3号炉:163. 64	1号炉:156. 94 2号炉:160. 94 3号炉:161. 62	mN/H	0. 02未満	0. 15	0. 22	0. 02未満	0. 01	0. 01
ば い じ ん 濃 度	0. 15以下		g/Nm ³	0. 01未満	0. 01未満	0. 01未満	0. 01未満	0. 01未満	0. 01未満
塩 化 水 素 濃 度	700以下		mg/Nm ³	20	45	47	26	18	10
窒 素 酸 化 物 濃 度	250以下		ppm	53	42	69	42	63	65

※ 測定箇所は、各炉のバグフィルター出口とする。

※ 硫黄酸化物の排出基準値は、地域ごとに定められたK値と測定された排出ガスの量を算定式に当てはめて算出する。（天草地域K値＝17. 5）

【検査項目等の説明】

- ・硫黄酸化物：石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料の燃焼に伴い発生する物質。
- ・ばいじん：ダストと呼ばれる小さなチリで燃料等の焼却に伴い発生する微粒子。物の燃焼等に伴い発生する煤煙（ばいえん）のうち、いわゆる「すす」のこと。
- ・塩化水素：プラスチック・塩化ビニル系の燃焼によって発生する刺激臭のある気体。
- ・窒素酸化物：Noxと呼ばれ、物質が燃焼するときに発生するもの。工場等からの煤煙（ばいえん）や、自動車排出ガスにも含まれている。
- ・排出基準値：健康や環境を守るうえで維持されることが望ましい「環境基準」を確保するために定められた基準値。

次の項目は、インターネットでの公表が困難な連続測定であるため、施設で閲覧できます。

■規則 第四条の五第一項第二号ト

燃焼室中の燃焼ガスの温度に関する事項

■規則 第四条の五第一項第二号リ

集じん器入口の燃焼ガスの温度に関する事項

■規則 第四条の五第一項第二号ヲ

排ガス中の一酸化炭素濃度に関する事項

◆規則第四条の五第一項第二号ス

【4】冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去作業日、清掃作業日

ガス減温室ダスト除去作業日	除去箇所	第1回目	第2回目
	1号炉	R6. 4. 21	R6. 12. 8
	2号炉	R6. 4. 20	R6. 12. 9
	3号炉	R6. 4. 22	R6. 12. 7

白煙防止用空気加熱器清掃作業日	清掃箇所	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目	第5回目
	1号炉	R6. 4. 12	R6. 7. 13	R6. 9. 20	R6. 12. 7	R7. 2. 28
	2号炉	R6. 4. 14	R6. 7. 14	R6. 9. 22	R6. 12. 8	R7. 3. 1
	3号炉	R6. 4. 13	R6. 7. 12	R6. 9. 21	R6. 12. 6	R7. 3. 2

ダioxin類対策特別措置法第二十八条第一項・第二項、同法施行令第四条

【5】ダイオキシン類分析検査（年1回）			R6. 8. 30		
検査項目	排出基準値	単位	測定箇所		
			1号炉	2号炉	3号炉
排ガス中のダioxin類	5以下	ng-TEQ/m³N	0. 025	0. 023	0. 043

※ 測定箇所は、各炉のバグフィルターの出口とする。

検査項目	排出基準値	単位	R6. 8. 30	R6. 12. 11
			焼却灰（燃え殻） [不燃物パンカ]	ばいじん（飛灰） [集じん灰サイロ]
焼却灰のダioxin類	3以下	ng-TEQ/ g	0. 0092	2. 6

※ ばいじん（飛灰）は、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするため、セメントを練り混ぜて固化しているので、排出基準の適用はない。（ダioxin類対策特別措置法施行規則 附則第二条三項第一号）

検査項目	環境基準値	単位	R6. 8. 27～R6. 8. 28
			大平地区
大気中のダioxin類	0. 6以下	pg-TEQ/m³	0. 0033

※ ダioxin類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底室の汚染を含む。）及び汚染に係る環境基準値

【検査項目等の説明】

- ・ダイオキシン類：塩素を含む物質の不完全燃焼などで生成される毒性の強い物質。山火事や火山活動による自然現象によっても発生する。
- ・環境基準値：空気や水、土などに含まれる化学物質の量について、人の健康及び生活環境を守るうえで維持されることが望ましい基準。

令和6年度 松島地区清掃センターの維持管理に関する情報

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の三

ごみ質種類	検査年月日			
	R6. 6. 27	R6. 9. 3	R6. 10. 15	R7. 1. 10
	組成 (%)	組成 (%)	組成 (%)	組成 (%)
紙・布類	65. 3	47. 8	44. 4	39. 2
ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	23. 2	35. 4	36. 0	42. 5
木・竹・ワラ類	0. 5	13. 6	2. 8	0. 1
ちゅう芥類	10. 6	1. 8	12. 6	17. 8
不燃物	0. 0	1. 0	3. 2	0. 0
その他	0. 4	1. 3	1. 0	0. 4

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）

◆規則第四条の五の二第一号イ

【2】一般廃棄物の種類と数量		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
燃えるごみ処分量	(焼却量)	706. 72	467. 25	617. 98	699. 93	577. 57	444. 88	351. 22	569. 44	583. 33	586. 94	565. 50	226. 61	6, 397. 37
燃えないごみ処分量	(搬入量)	58. 79	61. 62	54. 97	47. 74	61. 96	51. 94	55. 19	58. 55	66. 42	39. 65	44. 32	37. 91	639. 06

単位：t

◆規則第四条の五第一項第二号カ

【3】排ガス分析検査（年2回）				第1回目（R . . .）		第2回目（R . . .）	
検査項目	排出基準値		単位	測定箇所		測定箇所	
	第1回目	第2回目		1号炉	2号炉	1号炉	2号炉
硫黄酸化物排出量	1号炉:79.03 2号炉:80.44	1号炉:83.08 2号炉:81.64	m³N/H	0.26	0.24	0.09	0.27
ばいじん濃度	0.15以下		g/Nm³	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
塩化水素濃度	700以下		mg/Nm³	65	17	100	20
窒素酸化物濃度	250以下		ppm	77	57	47	68

※ 測定箇所は、各炉のバグフィルター出口とする。

※ 硫黄酸化物の排出基準値は、地域ごとに定められたK値と測定された排出ガスの量を算定式に当てはめて算出する。（天草地域K値＝17. 5）

【検査項目等の説明】

- ・硫黄酸化物：石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料の燃焼に伴い発生する物質。
- ・ばいじん：ダストと呼ばれる小さなチリで燃料等の焼却に伴い発生する微粒子。物の燃焼等に伴い発生する煤煙（ばいえん）のうち、いわゆる「すす」のこと。
- ・塩化水素：プラスチック・塩化ビニル系の燃焼によって発生する刺激臭のある気体。
- ・窒素酸化物：Noxと呼ばれ、物質が燃焼するときに発生するもの。工場等からの煤煙（ばいえん）や、自動車排出ガスにも含まれている。
- ・排出基準値：健康や環境を守るうえで維持されることが望ましい「環境基準」を確保するために定められた基準値。

◆規則第四条の五第一項第二号ヌ

【4】冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの清掃作業日

空気予熱器清掃作業日	清掃箇所	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目	第5回目
	1号炉	R6. 6. 9	R6. 8. 25	R6. 11. 24	R7. 1. 13	R7. 3. 2
	2号炉					

ダイオキシン類対策特別措置法第二十八条第一項・第二項、同法施行令第四条

【5】ダイオキシン類分析検査（年1回）			R6. 8. 28	
検査項目	排出基準値	単位	測定箇所	
			1号炉	2号炉
排ガス中のダイオキシン類	5以下	ng-TEQ/ m ³ N	0. 032	0. 02

※ 測定箇所は、各炉のバグフィルターの出口とする。

検査項目	排出基準値	単位	R6. 8. 28	
			焼却灰（燃え殻） [主灰貯槽]	ばいじん（飛灰） [集じん灰貯槽]
焼却灰のダイオキシン類	3以下	ng-TEQ/ g	0. 073	2. 0

※ ばいじん（飛灰）は、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするため、セメントを練り混ぜて固化しているので、排出基準の適用はない。（ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 附則第二条三項第一号）

検査項目	環境基準値	単位	R6. 8. 27～R6. 8. 28
			松島地区清掃センター周辺
大気中のダイオキシン類	0. 6以下	pg-TEQ/ m ³	0. 0036

※ ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底室の汚染を含む。）及び汚染に係る環境基準。

【検査項目等の説明】

- ・ダイオキシン類 : 塩素を含む物質の不完全燃焼などで生成される毒性の強い物質。山火事や火山活動による自然現象によっても発生する。
- ・環境基準値 : 空気や水、土などに含まれる化学物質の量について、人の健康及び生活環境を守るうえで維持されることが望ましい基準。

令和6年度 最終処分に関する情報

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第四号イ

単位：t

【1】一般廃棄物の種類と数量		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
本渡地区 清掃センター	セメント固化灰	50.58	85.00	89.32	85.40	54.14	61.66	86.60	52.46	71.88	85.46	58.08	74.02	854.60
	燃えるごみに混入していた不燃物等	23.26	55.66	55.22	47.72	31.64	47.34	55.48	31.46	55.04	31.48	23.50	32.02	489.82
	不燃物	5.00	29.70	35.14	30.20	34.66	34.24	34.78	39.68	43.82	0.00	0.00	20.16	307.38
	小 計	78.84	170.36	179.68	163.32	120.44	143.24	176.86	123.60	170.74	116.94	81.58	126.20	1,651.80
松島地区 清掃センター	セメント固化灰 及び 燃えるごみに混入していた不燃物等	71.48	54.42	75.92	75.16	54.54	72.94	34.08	66.76	68.68	66.92	68.54	34.08	743.52
	不燃物	40.62	29.12	17.24	34.06	23.58	22.50	17.24	33.22	40.42	26.36	16.60	11.36	312.32
	小 計	112.10	83.54	93.16	109.22	78.12	95.44	51.32	99.98	109.10	93.28	85.14	45.44	1,055.84
合 計		190.94	253.90	272.84	272.54	198.56	238.68	228.18	223.58	279.84	210.22	166.72	171.64	2,707.64

※本渡地区清掃センターで令和6年12月25日に発生した粗大ごみ処理施設内の爆発事故により燃えないごみの処理を一時停止したため、1月・2月分の不燃物の数量はなし。

- ・セメント固化灰 : ばいじんをセメントで固めたもの。
- ・燃えるごみに混入していた不燃物等 : 燃えるごみ中に混入していた不燃物（陶器類、ガラス、砂など）と、ばいじん以外の焼却灰。
- ・不燃物 : 燃えないごみを破砕したものの中から、燃えるごみ及び資源物を除いたもの。

【2】最終処分の概要

（1）埋立処分の方法

平成25年度に新白洲一般廃棄物最終処分場（天草市栖本町）の埋め立てが終了したため、令和5年度から民間の株式会社松岡環境開発に処分を委託。

（2）埋立処分先の概要

埋立処分先	所在地	埋立面積（㎡）	全体容量（㎡）
株式会社 松岡環境開発	大分県大分市大字松岡字長尾925番1外29筆	49,094	1,413,280